

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第27号

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	改正前	改正後
(用語の意義)	(用語の意義)	(用語の意義)
第2条	この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 配当 支出予算の執行事務を担当すべき範囲を配分するために知事が発する命令で、 <u>土木部長</u> が処理する本配当及び <u>部局長</u> が処理する再配当をいう。 (9)～(21) (略)	この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 配当 支出予算の執行事務を担当すべき範囲を配分するために知事が発する命令で、 <u>下水道課長</u> が処理する本配当及び <u>課長</u> が処理する再配当をいう。 (9)～(21) (略)
(予算の執行等に関する権限)	(予算の執行等に関する権限)	(予算の執行等に関する権限)
第9条	知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第2に掲げる区分に従い、それぞれ <u>部局長</u> 、 <u>課長</u> 若しくは <u>課長補佐</u> に専決させ、又は同表に掲げる区分に従い、 <u>事務所長</u> に委任する。 2・3 (略)	知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第2に掲げる区分に従い、それぞれ <u>副知事</u> 、 <u>部局長</u> 、 <u>課長</u> 若しくは <u>課長補佐</u> に専決させ、又は同表に掲げる区分に従い、 <u>事務所長</u> に委任する。 2・3 (略)
(配当)	(配当)	(配当)
第12条	<u>土木部長</u> は、予算の範囲内で <u>部局長</u> に対し、 <u>当該部局の各課別に</u> 、予算を本配当するものとする。 2 <u>部局長</u> は、前項の本配当を受けようとするときは、 <u>各課別に</u> 予算本配当要求書を作成し、 <u>土木部長</u> に提出しなければならない。 3 <u>部局長</u> は、第1項の規定により本配当された額の範囲内で、 <u>事務所長</u> に対し、予算を再配当するものとする。	<u>下水道課長</u> は、予算の範囲内で <u>課長</u> に対し、予算を本配当するものとする。 2 <u>課長</u> は、前項の本配当を受けようとするときは、予算本配当要求書を作成し、 <u>下水道課長</u> に提出しなければならない。 3 <u>課長</u> は、第1項の規定により本配当された額の範囲内で、 <u>事務所長</u> に対し、予算を再配当するものとする。

(執行委任)

第13条 課長は、前条第1項の規定により本配当を受けた予算について、その性質により当該課で執行し難いと認めるときは、他の課長と協議して当該執行を委任することができる。

2 前項の場合において、執行を委任した課長は、執行の委任を受けた課長に対し、本配当を受けた額の範囲内で予算を再配当しなければならない。

(予算の流用)

第14条 課長は、予算の流用をしようとするときは、予算流用調書によりこれを決定しなければならない。

(執行委任)

第13条 部局長は、前条第1項の規定により本配当を受けた予算について、その性質により当該部局で執行し難いと認めるときは、他の部局長と協議して当該部の部局長に執行を委任することができる。

2 前項の場合において、執行を委任した部局長は、執行の委任を受けた部局長に対し、本配当を受けた額の範囲内で予算を再配当しなければならない。

(予算の流用)

第14条 部局長は、予算の流用をしようとするときは、予算流用調書によりこれを決定しなければならない。

別表第2 (第9条関係)

(1) 収入原因行為専決・委任区分

科目等	専決・委任区分			専決		委任	
	副知事	部局長	課長	部局長	課長	課長	事務所長
(収益的収入)							
流域下水道事業収益	負担金		○		○		○
	他会計補助金		○		○		
	受託工事収益		○		○		
	受託収益		○		○		
	その他営業収益	(略)	100万円未満				
営業外収益	受取利息及び		○				

別表第2 (第9条関係)

(1) 収入原因行為専決・委任区分

科目等	専決・委任区分			専決		委任	
	副知事	部局長	課長	部局長	課長	課長	事務所長
(収益的収入)							
流域下水道事業収益	負担金	2,000万円以上	2,000万円未満				2,000万円未満
	他会計補助金	○	○				
	受託工事収益		○				
	受託収益		○				
	その他営業収益	(略)	100万円未満				
営業外収益	受取利息及び		○				

固定資産	(略)	500万円未満	○
産売却代金	(略)		○
国庫補助金	(略)		○
他会計補助金	(略)		○
負担金	(略)		○
基金繰入金	(略)		○
受託工事収益	(略)		○
雑収入	(略)		○

(2) 支出負担行為専決・委任区分

科目等	専決・委任区分		専決		委任		専決
	部局長	課長	課長	補佐	事務	所長	次長
(収益的支出) 流域下水道事業費用					(略)	(略)	(略)
管渠費		(略)			(略)	(略)	○
報償費							
(略)			100万円	(略)	(略)	(略)	(略)
消耗品費			100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
修繕費			100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
路面復			100万円	100万円	100万円	100万円	100万円

固定資産	(略)	(略)	(略)	200万円以上	200万円未満	200万円未満
産売却代金	(略)	(略)	○			
国庫補助金	(略)	(略)	○			
他会計補助金	(略)	(略)	○			
負担金	(略)	(略)	○			
基金繰入金	(略)	(略)	○			
雑収入	(略)	(略)	○			

(2) 支出負担行為専決・委任区分

科目等	専決・委任区分		専決		委任		専決
	部局長	課長	課長	補佐	事務	所長	次長
(収益的支出) 流域下水道事業費用					(略)	(略)	(略)
管渠費		(略)			(略)	(略)	30万円
報償費					(略)	(略)	30万円
(略)			30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
消耗品費			30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
修繕費			30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
路面復			30万円	30万円	30万円	30万円	30万円

旧費						円以下	円以下		円以下	未達		未達
材料費	円超	160万	円以下	160万	(略)	円以下	160万		0	(略)	(略)	(略)
被服費	円超	100万	円以下	100万	(略)	円以下	100万		50万円	(略)	(略)	50万円
光熱水費	円超	100万	円以下	100万	(略)	円以下	100万		以上	(略)	(略)	未達
動力費	円超	100万	円以下	100万	(略)	円以下	100万		50万円	(略)	(略)	50万円
燃料費	円超	100万	円以下	100万	(略)	円以下	100万		以上	(略)	(略)	未達
薬品費	円超	100万	円以下	100万	(略)	円以下	100万		50万円	(略)	(略)	50万円
(略)	円超	(略)	円以下	円以下	(略)	円以下	円以下		以上	(略)	(略)	未達
印刷製本費	100万	円以下	100万	円以下	(略)	100万	100万		50万円	(略)	(略)	50万円
広告宣伝費	円超	100万	円以下	100万		円以下	100万	0	以上	(略)	(略)	未達
手数料	円超	100万	円以下	100万	(略)	円以下	100万		100万円未達	100万円未達	(略)	50万円
(略)	円超	(略)	円以下	円以下	(略)	円以下	円以下		50万円	(略)	(略)	未達
使用料	80万円	円以下	80万円	円以下	(略)	80万円	80万円		以上	(略)	(略)	未達
賃借料	超	80万円	以下	80万円	(略)	以下	以下		50万円	(略)	(略)	50万円
委託料	(略)	(略)	100万	円以下	(略)	100万	以下		以上	(略)	(略)	未達
工事請負費	(略)	(略)	250万	円以下	(略)	250万	円以下		(略)	(略)	(略)	(略)
保険料	100万	円以下	100万	円以下	(略)	100万	100万		50万円	(略)	(略)	50万円
研修費	円超	100万	円以下	100万	(略)	円以下	円以下		以上	(略)	(略)	未達
	円超	円以下	円以下	円以下	(略)	円以下	円以下		50万円	(略)	(略)	50万円
	円超	円以下	円以下	円以下	(略)	円以下	円以下		以上	(略)	(略)	未達
	円超	円以下	円以下	円以下	(略)	円以下	円以下		以上	(略)	(略)	未達

(略)	研究費	(略)	100万 円超	(略)	100万 円以下	(略)	50万円 以上	(略)	50万円 未満	(略)
(略)	交付金	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下	(略)	50万円 以上	(略)	50万円 未満	(略)
(略)	通信運 搬費	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下	(略)	50万円 以上	(略)	50万円 未満	(略)
(略)	負担金	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下	〇	〇	(略)	(略)	(略)
(略)	雑費	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下	〇	〇	(略)	(略)	(略)
(略)	受託工事 費	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	委託料	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	建設 工事 に 関 する 委 託 料	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	工事請 負費	(略)	250万 円以下	(略)	250万 円以下	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	営業外費 用	(略)	〇	(略)	〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	他会計繰 出金	(略)	〇	(略)	〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	受託工事 費	(略)	〇	(略)	〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

委託料	(略)	(略)	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建設 工事 に関 する 委託 料	(略)	(略)	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
工事請 負費	(略)	(略)	(略)	250万 円以下	(略)	250万 円以下	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
災害復旧 費	(略)	(略)	(略)	100万 円超	(略)	100万 円超	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	50万円 未満
修繕費	(略)	(略)	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	50万円 未満
工事請 負費	(略)	(略)	(略)	250万 円以下	(略)	250万 円以下	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(資本的 支出)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
資本的支 出	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建設改良 費	(略)	(略)	(略)	250万 円以下	(略)	250万 円以下	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
公共工事 費	(略)	(略)	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
管渠費	(略)	(略)	(略)	250万 円以下	(略)	250万 円以下	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
測量 ・設 計 ・調 査	(略)	(略)	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
業務 委託	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(1) 収入原因行為

科目等	都市局長に専決させる額
(収益的収入) 流域下水道事業収益	(略)
(資本的収入) 資本的収入	500万円以上 1,000万円未満 (略)
営業収益	(略)
特別利益	固定資産売却益 (略)
固定資産売却代金	500万円以上 1,000万円未満

(1) 収入原因行為

科目等	都市局長に専決させる額
(収益的収入) 流域下水道事業収益	全額 (略)
(資本的収入) 資本的収入	全額 全額 全額 1,000万円未満 (略)
営業収益	他会計補助金 (略)
営業外収益	他会計負担金 他会計補助金 固定資産売却益
特別利益	(略)
他会計補助金 固定資産売却代金 基金繰入金 雑収入	全額 1,000万円未満 全額 200万円以上

(2) 支出負担行為

科目等	都市局長に専決させる額
(収益的支出) 流域下水道事業費用	(略) (略) (略)
(資本的支出) 資本的支出	(略) (略) (略) 2,000万円以上 2,000万円以上
営業費用	管渠費 (略)
(略)	(略) (略)
建設改良費	(略)
受託工事費	県単工事費 受託工事費 委託料 建設工事に関

(2) 支出負担行為

科目等	都市局長に専決させる額
(収益的支出) 流域下水道事業費用	管渠費 100万円以上 (略) (略) (略)
(資本的支出) 資本的支出	(略) (略) (略) (略) (略)
営業費用	管渠費 広告宣伝費 (略) (略) (略)
(略)	(略)
建設改良費	(略)
受託工事費	県単工事費

				する委託料	2,500万円未満		
--	--	--	--	-------	-----------	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前になされた支出負担行為に係る支出の命令及びこれに併せて行う収入の徴収をする権限については、なお従前の例による。

